

「金融庁環境配慮の方針」の点検等について

金融庁は、平成16年12月16日付で「金融庁環境配慮の方針」（以下「環境配慮の方針」という。）を作成し、同方針を推進するため「金融庁環境配慮の方針推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、同推進委員会において、点検を毎年度行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

この度、推進委員会により、令和元年度における環境配慮の方針の点検を行いましたので、その結果を「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年6月2日法律第77号）第6条に基づき、下記のとおり公表します。

なお、金融庁は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築のため、今後も環境に配慮した取組みに努めます。

記

1. グリーン調達の推進

令和元年度における特定調達品目においては、一部の品目で目標を達成できなかったものの、その他の品目については目標を達成することができました。なお、目標を達成することができなかった物品は、緊急に調達する必要があった案件について、やむを得ず基準を達成していない製品を選択したものです。

2. 低公害車の導入

令和元年度末時点の一般公用車に占める低公害車の割合は、100%を維持しています。

3. 受注業者等に対する働き掛け

令和元年度においても発注事業者に対し働き掛け等を行い、上記「1.」「2.」のとおりの結果となりました。

4. エネルギー使用量の抑制

令和元年度においても節電等に取組み、事務所の単位面積あたりの電気使用量は、平成25年（2013年）度比で80.8%※、同じくエネルギー供給設備等における燃料使用量では144.4%※となりました。

※令和3年12月数値を訂正

以上